

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500523号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500096号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月21日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月21日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間にA社から22万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(22万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500602号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500094号

第1 結論

請求者のA社における令和4年11月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和4年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年11月30日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書、年末調整一覧表(令和4年分)及び現金出納帳(令和4年度)により、請求者は、請求期間に同社から200万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和7年7月31日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500603号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500095号

第1 結論

請求者のA社における令和4年11月30日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

令和4年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年11月30日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書、年末調整一覧表(令和4年分)及び現金出納帳(令和4年度)により、請求者は、請求期間に同社から30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和7年7月31日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。